

2022年9月5日発行（毎月1回発行）

確かな経営情報、企業が発展するために

新・人事マネジメント戦略

2022年9月号 Vol.2209



ウェルビーイング [Well-being] とは？
～ 企業とウェルビーイング ～

業務案内

【コンサルティング業務】

- ・ 就業規則、賃金規程等の作成、運用サポート
- ・ 人事、賃金、退職金制度の構築
- ・ 募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・ 個別労使紛争（労使間トラブル）の解決支援
- ・ 労働基準監督署による是正勧告対応

【アウトソーシング業務】

- ・ 社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・ 労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・ 賃金計算業務
- ・ 各種助成金、奨励金申請
- ・ 経営者、一人親方の労災保険加入

新・人事マネジメント戦略



ウェルビーイング [Well-being] とは？
～ 企業とウェルビーイング ～

田中社会保険労務士事務所 代表
特定社会保険労務士 田中 洋

ウェルビーイング [Well-being] に最近注目が集まっています。ただ、意味も幅広く、どんなものが良くわからないという方も多いと思います。

次々に出てくるニューワード、今回は、ウェルビーイングについてご紹介いたします！



ウェルビーイング [Well-being] …？

ウェルビーイング [Well-being] とは、「心身ともに良好な状態にあること」を意味する概念で、「幸福」とも訳されます。

世界保健機構（WHO）憲章の前文には、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（Well-being）にあることをいいます」と記載あり、SDGsの3つ目の目標「すべての人に健康と福祉を（Good Health and Well-Being）」にも入っている言葉です。

このように、元々は社会福祉・医療といった分野で使われていた言葉ですが、現在は、働き方や、新たな教育のフレームワーク等へも意味合いを広げ、さらに、ウェルビーイング・エコノミー※といった新しい経済の概念も登場しています。



※経済活動が、社会や自然の他のものの一環であるとする経済のことで、健康や労働保障、生活水準など多面的な指標を GDP（国内総生産）と並ぶ経済の指標と捉えているもの。

日本においても、内閣府ではウェルビーイングに関する取り組みとして、満足度・生活の質に関する調査や、『Well-being に関する関係省庁連絡会議』を設置し、ウェルビーイングに関する取り組みの推進に向けて、情報共有・連携強化・優良事例の横展開を図ることとしています。

厚生労働省は、ウェルビーイングについて「働き方を労働者が主体的に選択できる環境整備の推進・雇用条件の改善等を通じて、労働者が自ら望む生き方に沿った豊かで健康的な職業人生を送れるようになることにより、自らの権利や自己実現が保障され、働きがいを持ち、身体的、精神的、社会的に良好な状態になることを指す」と定義しています。

労務問題 その決断の前にご相談ください www.sr-tanakaoffice.com

ではなぜ？ 今、ウェルビーイングなのか…？？

では、なぜ今このウェルビーイングが注目されるのでしょうか？ それには、大きく4つのことが関係しています。

★ 働き方改革

2019年からスタートした、働き方改革。長時間労働の抑制のための残業時間の上限規制や、同一労働同一賃金などがあり、より労働者が働きやすい環境を整備することが必要となります。

★ 転職・副業等の人材の流動性

終身雇用の崩壊が指摘され、また、一流企業でも倒産や早期退職の実施など、今や転職は当たり前で、主な仕事の他に副業も認められる時代となっています。人材の流動性はこれからもより活発となっていくことが予想されます。



★ 様々な価値観の受容

男性は外で働き、女性は家で子育てをする、というような画一的な価値観から、男女だけでなく、国籍や文化などが異なる人々と共に働く機会が多くなり、様々な価値観を受容することが必要となります。

★ 新型コロナウイルス感染症

世界的にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症は、今までの生活を大きく変えてしまいました。外出制限をされ、休業せざるを得ない会社や店舗。休業による収入の減少や解雇、テレワークやWebシステムのみの授業等からメンタルヘルス不全となってしまう人も多く出ました。ウィズコロナを見据え、今後どのような体制づくりをしていくべきかの転換期でもあります。

このように、多様な考え方や働き方に対応するため、ウェルビーイングを取り入れた環境整備を行う企業が増えています。

ウェルビーイングの要素と企業の取り組み…？！

ウェルビーイングの概念は前述の通りですが、ウェルビーイングに関する調査を行っているアメリカのギャラップ社が、ウェルビーイングの構成要素について定義しています。ウェルビーイングについて理解するうえでの参考になるかと思しますので、確認しておきましょう。

キャリアウェルビーイング (Career Well-being)

自分の時間の使い方を知り改善しモチベーションを上げることや、好きなことを仕事にする、または目標にすることでキャリアに対する納得感や幸福を得られるもの。勉強や自己研鑽などもキャリアに含まれます。

ソーシャルウェルビーイング (Social Well-being)



日々の生活や職場等で、良好な人間関係を築き、様々なバックボーンをもった人たちが自分らしく働けるような職場環境を整備することで、社会生活が充実します。

フィナンシャル ウェルビーイング (Financial Well-being)

収支の状況をしっかり管理することや、仕事の成果が正しく評価され報酬が得られるといったことは、経済的に良好（健康）な状態となり、不安から解放された状態（幸福）となり得ます。



フィジカルウェルビーイング (Physical Well-being)

心身ともに健康でいる状態であれば、ポジティブな感情で仕事に取り組み、エネルギーに満ちているということは、生産性や創造性が高くなります。ストレスを抱えすぎない環境が大切となります。



コミュニティーウェルビーイング (Community Well-being)



家族や友人、住居地域、会社など、所属しているコミュニティとの適切な関係性は充実感をもたらすこととなります。

これらギャラップ社の定義する構成要素と、企業として、取り組むウェルビーイングの方向性を定義づけたのが、厚生労働省が定義するウェルビーイングとなります。すでに、味の素やローソン、イトーキといった企業がウェルビーイングを取り入れています。

ウェルビーイングというと、大きな概念であり、ニューワードであるため、少し難しく感じるかもしれませんが、実は経済産業省が推進する「健康経営」ともリンクしていますので、すでに健康経営について取り組んでいる場合には、理解が早いかと思います。

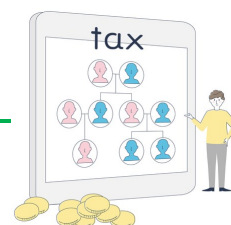
ウェルビーイングと健康経営の違いは、健康経営は具体的な施策がベースとなっているため、概念であるウェルビーイングとは少し異なる部分があります。また、健康経営にはコミュニティーウェルビーイングの部分がありません。

ウェルビーイングを取り入れることにより、生産性の向上や人材の流失防止、離職率の低下、また採用での差別化を図ることが出来ます。

就業環境の整備や見直しの際に、ウェルビーイングという考え方を取り入れてみることも、今後の企業の成長には欠かせない要素となってくることでしょう。

田中社会保険労務士事務所相談室 外国人労働者の扶養は…??

今度初めて外国籍の労働者を採用します。家族は母国にいるとのことでしたが、働いておらず、採用予定者の送金で生活しているようです。会社としてどのようなことに注意すれば良いでしょうか？



Answer

外国籍の労働者であっても、日本国内の企業で採用した場合には、日本の法律が適用となり、労働保険や社会保険の加入、各種税金の納付が必要となります。

扶養についても考え方は同じですが、社会保険上・税法上の扶養の適用では、それぞれのルールがあるため、一つずつ確認していきましょう。

■社会保険上の扶養

社会保険（健康保険＋厚生（国民）年金）の扶養については、2020年の改正で、「国内居住」要件が追加されましたので、生計同一している被扶養者であっても、海外居住者の場合は、社会保険上の扶養とはなりません。健保証も発行されませんので、家族については母国での保険（あれば）に加入となります。

■税法上の扶養

税法（所得税）上の扶養については、以下の要件に当てはまる場合は、被扶養者とすることが出来ます。

- ① 配偶者および親族（6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ② 労働者（納税者）と生計を一にしていること
- ③ 年間の合計所得金額が38万円以下であること
- ④ 青色・白色問わず事業専従者でないこと
- ⑤ 親族関係書類および送金関係書類が必要となります。

送金については、家族一人ひとりにつき送金が必要のため、代表者（例えば配偶者）に家族分をまとめて送金している場合、その代表者への送金しか認められず、その他の家族は控除対象扶養親族となりませんので、注意が必要です。

なお、2023（令和5）年からは、原則、30歳以上70歳未満の海外居住者については、送金があっても控除対象扶養親族（配偶者も）対象外とする改正が決定しています。

また、どちらも留学や海外出向で同行する等で海外に行っている場合等では、特例として扶養者のまま取り扱うことが出来ます。

～この他、ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせ下さい～

相談室では、皆様からのご質問・取り上げて欲しい記事のリクエストを募集しています。

I NFORMATION



2022年9月の人事・総務カレンダー

■9月12日(月)

8月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税額の納付期限となります。

■9月の給与計算にご注意ください!

5月昇給による社会保険料の月額改定により、8月から新たに改訂された社会保険料を翌月控除する場合は、9月給与から控除することになります。

■社会保険9月の月額変更届、戻り算定届をお忘れなく!

9月の月額変更届に該当した社員の届出、また、月額変更届に該当する可能性があり届出を保留していた社員の算定届の提出を忘れずにご提出下さい。

Current Topics



★2022年度最低賃金は過去最大の引き上げ幅に! | 中央最低賃金審議会

2022年度の最低賃金について、昨年より30~31円引き上げることを正式決定し、全国平均時給961円が目安となります。最低賃金の伸び率は3.3%で、過去最大の上げ幅。新しい最低賃金は、今年10月より順次発効予定です。

・愛知県	986円(31円UP)
・東京都	1,072円(31円UP)
・埼玉県	987円(31円UP)
・大阪府	1,023円(31円UP)
・岐阜県	910円(30円UP)
※いずれも10/1改正	

★トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターを開設! | 厚生労働省

厚生労働省がトラック運転者の長時間労働改善に向け、労務管理の改善や、荷主と運送事業者の協力による作業環境改善等を図るための相談センターを8月1日から開設。

利用者の希望に応じて、オンライン相談や現地での訪問支援を無料で実施。センターは、2023(令和5)年3月末までの予定。

■編集後記

久々に甲子園に球児と観客の声が戻ってきました。今までは事実上の無観客での開催でしたが、今年は3年ぶりに入場制限なしでの開催となりました。地方大会を勝ち上がってきた高校なので、知名度の差はあれ、全力でプレーする力強さと若い力は素晴らしいものでした。やはりプロ野球とは違い、ちょっとしたキッカケで点を取られてしまったりと、予想を覆すことも…。ただ、あれだけの観客の前でのプレーというのは、もしプロになれなかったとしても、人生の宝物となると思います。そして、観客も、一球にかける球児たちに、大きな感動をもらうことができます。やはり、人は人に支えられ、力をもらうのだなあと思いました。色々と制限が多いコロナ禍ですが、人としっかり向き合う姿勢は大切にしていきたいと感じます。

田中社会保険事務所だより Vol. 2209

「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2022年9月5日

発行人 特定社会保険労務士 田中 洋

田中社会保険労務士事務所
労働保険事務組合

愛知中央 SR 経営労務センター

〒465-0087

名古屋市名東区名東本通 2-32

星ヶ丘イーストビル 2階 A号室

TEL052-753-8800 FAX052-753-8818

<http://www.sr-tanakaoffice.com>